

オープンカウンター方式による見積依頼公告

令和 8 年 7 月 27 日

分任支出負担行為担当官

中部森林管理局

愛知森林管理事務所長 山下 正輝

1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

- (1) 件 名 郵便切手類の購入
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和 8 年 9 月 30 日
- (4) 納入場所 愛知県新城市庭野字東萩野 49-2 愛知森林管理事務所

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」に格付けされた「東海・北陸」地域の競争参加資格者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間において、中部森林管理局長から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 見積書の提出場所及び期限

(1) 見積書の様式

見積書の様式は別紙様式第 1 号とする。

なお、見積書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって採用価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 見積書の提出場所（窓口）

〒441-1331 愛知県新城市庭野字東萩野 49-2

愛知森林管理事務所 総務グループ

電話：0536-22-1101

電子メール送信先：c_aichi@maff.go.jp

(3) 見積書の提出期限

令和 8 年 8 月 17 日（月）17 時 00 分まで（行政機関の休日を除く。）に、上記 3 の（2）宛てに持参若しくは郵送等（送達過程が記録される簡易書留等）又は電子メールにより送信

すること。電子メールによる場合は、電子メールの件名に「(案件名) 見積書提出」と記載すること。

併せて、参加資格を証明する書類（競争参加資格証明書の写し）を持参若しくは郵送又は電子メールにより送信すること。

4 見積結果

見積合せの結果は、原則として見積書提出期限の翌日（行政機関の休日を除く。）までに契約相手方のみに電話又は電子メールにより通知するものとする。

5 契約の締結日

見積採用の日から 7 日以内

6 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問や同等品申請がある場合は、令和 8 年 8 月 13 日（木）17 時 00 分までに、電子メールにより提出すること。電話による質問は受け付けない。

提出の際は下記を参考にすること。

（1）提出場所：〒441-1331 愛知県新城市庭野字東萩野 49-2

愛知森林管理事務所 総務グループ

電話：0536-22-1101

電子メール送信先：c_aichi@maff.go.jp

（2）メール件名：「(案件名) 質問について」

（3）メール本文への記載事項：案件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容
回答は、令和 8 年 8 月 17 日（月）までに中部森林管理局ホームページに掲載する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/situmonkaitou/sinrinkanrisyo/aiti.html>

5 その他

（1）契約条件については、別添「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなす。

（2）本公告に記載なき事項は、中部森林管理局オープンカウンター方式実施要領、中部森林管理局随意契約見積心得による。

契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。